

特別決議

テロ等準備罪（共謀罪）の廃止を求める

「テロ等準備罪（共謀罪）」の新設を含む組織的犯罪処罰法等の一部を改正する法案が、6月15日、参議院本会議において委員会採決を省略するという前例のない手段で採決が強行され成立した。委員会採決の省略は「特に緊急を要する」場合のみに許される手続きであり、国会法に反した運用である。

政府・与党は同法案を、国際組織犯罪防止（TOC）条約の締結に必要なだと説明してきたが、同条約はマフィア等の組織的犯罪を対象としたものであり、テロリズムのようなイデオロギー的、宗教的、政治的な動機による犯罪を除外している。また同条約が対象とする犯罪組織による政治・警察権力の取り込みのような事態を考えれば、この法から公職選挙法や警察の職権濫用・暴行陵虐罪が除外されていることは、この法が同条約のためのものではないことを示している。また、国連人権理事会から選任を受けたプライバシー権の保護を任務とするジョセフ・ケナタッチ氏は同法がプライバシーを侵害する恐れがあると首相宛の公開書簡で懸念を表明したが、政府・与党はまったく取り合わず、我が国の民主主義国としての名を国際的にも汚した。

新設された「テロ等準備罪（共謀罪）」の処罰対象は、犯罪計画の合意とその準備行為であり、約300もの対象犯罪について、その「準備」を「合意」のもとに行ったと判断されれば、実質的な危険のない行為であっても罪が形成される。また対象となる「組織的犯罪集団」も無限定であり、どのような団体であってもその一部が組織的犯罪に関わったと見なされれば捜査対象とされる。これらの判断は捜査機関に委ねられており、恣意的な運用への危惧をいだかざるを得ない。表現活動や権利を獲得・擁護する活動への萎縮効果、市民的自由の抑圧が懸念される。

とりわけ労働運動に関わっては、戦前の治安維持法が「体制変革」と「私有財産権の否定」を目的とする団体を対象として成立したにもかかわらず、その後、無限定な対象の拡大が行われ、市民を抑圧し、労働運動の弾圧に猛威を振るったことを忘れるわけにはいかない。

東北大学職員組合は、改正組織犯罪処罰法の今後の運用状況を注視していくとともに、労働者の権利の維持拡大を掲げる労働組合として、この悪法の廃止を求める市民的運動の一翼を担うことを決意する。

右、決議する。

2017年7月29日

東北大学職員組合2017年度定期大会